

第9号議案

京都府立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

京都府教育委員会基本規則第17条第1項第9号の規定により、別紙のとおり提出します。

令和8年3月10日

教育長 前川 明範

提出の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴い、校長が作成し学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める必要があるため、所要の改正を行うものである。

京都府立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を 改正する規則要綱

1 改正の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴い、校長が作成し学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める必要があるため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

業務量・健康確保措置の実施に関する事項を追加（第3条第1項関係）

3 施行期日

令和8年4月1日

京都府立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年●月●日

京都府教育委員会

教育長 前 川 明 範

京都府教育委員会規則第●号

京都府立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

京都府立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成31年京都府教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

京都府立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成31年教育委員会規則第2号）の一部改正案新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第3条 対象学校(協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。)の校長は、次に掲げる事項について、毎年度、基本的な方針を作成し、当該協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1) 教育課程の編成に関する事項</p> <p>(2) 学校の経営計画に関する事項</p> <p>(新設)</p> <p>(3) その他当該対象学校の校長が必要と認める事項</p> <p>2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。</p>	<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第3条 対象学校(協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。)の校長は、次に掲げる事項について、毎年度、基本的な方針を作成し、当該協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1) 教育課程の編成に関する事項</p> <p>(2) 学校の経営計画に関する事項</p> <p>(3) <u>業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項</u></p> <p>(4) その他当該対象学校の校長が必要と認める事項</p> <p>2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。</p>	

施行期日：令和8年4月1日